

平成 30 年 3 月 6 日

関係者各位

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

介護保険事業所に対する行政処分について

日頃から、本市の介護行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。このたび、本市におきましては、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり処分を決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

(1) 事業者

名古屋市守山区に所在する営利法人

(2) 事業所

名古屋市守山区に所在する指定居宅サービス事業所

2 処分の内容

決定した処分	取消しの効力が発生する日
指定の取消し	平成30年3月1日

3 処分の原因となる事実

ア 事業所の閉鎖を突然決定し、それに伴い必要な利用者及びその家族への説明や閉鎖後の生活の場の確保について、取締役兼管理者が利用者のために忠実に職務を行わなかった。(法第77条第1項第5号及び第11号に該当)

イ 一体的に運営されている指定居宅サービスについて、忠実に職務を行う義務違反、人員基準違反、運営基準違反があった。(法第115条の9第1項第9号に該当)

ウ 事業所の運営に必要な人員が確保されておらず、運営基準を満たしていない状況が継続している。(法第77条第1項第3号及び法第115条の9第1項第2号に該当)

エ 電気、水道等のライフラインが停止しており、介護事業所として適切な設備の使用が不可能な状況である。(法第77条第1項第4号及び法第115条の9第1項第3号に該当)

【問い合わせ先】

健康福祉局高齢福祉部介護保険課 (TEL: 972-2539)